

1. 避難所対応、住まいの提供

- (1) 福祉避難所（妊婦・乳児版）の開設
福祉施設等に福祉避難所を開設し、妊婦・乳児及びその保護者の受入れを実施
- (2) 要援護者への市営住宅等の優先提供
避難所等に避難している要援護者（妊婦等）に対し、市営住宅・特定優良賃貸住宅等を優先的に提供

2. 生活面への支援

- (1) 生活必需品等の支給
 - ・教科書及び学用品の支給
- (2) 生活に関する相談窓口
 - ・平成 28 年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル
- (3) 各種減免・支払いの猶予等
 - ・保育所等保育料の減免
 - ・児童扶養手当の災害特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還の猶予
 - ・熊本市奨学金貸付金の返還の猶予
 - ・市立幼稚園の保育料の減免
 - ・市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免
 - ・公立の児童育成クラブの利用者負担額の減免
- (4) 保育所等の被災に伴う臨時預かり保育等の実施
 - ・市立保育園による臨時預かり保育サービスの実施
 - ・西原公園児童館における臨時託児サービスの実施

3. 妊婦、ハイリスク母子、乳幼児への対応

- (1) 出産予定が4月～7月（妊娠7ヶ月～10ヶ月）までの妊婦、ハイリスク母子、乳児（0歳児）を対象とし、保健師が電話や訪問での安否確認と状況確認を実施
- (2) 1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診時に問診票を配布し、保健師等による問診・助言等を実施

4. 子どもの心のケア

- (1) 電話窓口相談
 - ・児童相談所、子ども・若者総合相談センター、子ども発達支援センター、こころの健康センターにおいて電話・窓口による相談受付
- (2) 震災後のケアに関する冊子の提供による啓発
 - ・絵本「やっぱりおうちがいいな」の製作及び学校等への配布
 - ・「こころとからだのケア」冊子の保育所・子ども関係施設への配布
- (3) 研修の実施
 - ・子どもの心のケアに関する職員研修、保育所等職員に向けた研修実施